

名家連ニュース

令和4年10月8日(土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.889号

◆◇ 精神疾患の基礎知識講座 ◇◇

第2回 病院との付き合い方とは ～医師・看護師・そして家族～

愛知県立大学看護学部精神看護学チーム精神の山田浩雅先生、加藤宏公先生、兒玉善明先生による連続講座が、令和4年10月1日(土)14時から16時、名古屋市総合福祉会館7階大会議室で開催されました。参加者は53名でした。

最初の30分間は、山田先生が前回の講座に関するアンケート結果を基に、参加者の質問に対して対話を行われました。毎年90人の卒業生のうち、精神科に就職するのは1,2名、しかし、一般科で身体看護を身に付けてから、精神科に進みたい学生は10名以上いるそうです。医者を変えた方が良いのか？では、一言で言うと、話を聞いてくれない医者、薬を処方するだけの医者なら変えた方が良くと思うとのことでした。



次に、兒玉先生が病院勤務、新人研修も担当した経験に基づいて、テーマについて話されました。

入院中の行動制限：法律では患者の権利を制限してはならないことが定められている一方で、精神保健福祉法に基づく行動制限一通信・面会制限、開放処遇制限、隔離、拘束がある。ただし、これらは指定医の資格を有する医師に限られる。

精神科特例：1958年に医療法の精神科特例が発出され、医師は1/3、看護師は2/3の人員配置で運営できると定めた。2000年の改正では精神科特例による配置基準が施行規則に組み込まれたため、特例ではなく本則となった。精神科病院の現状は他科に比べて厳しいということです。

外来の診察時間が短い理由：精神科は診察以外に診療報酬を得る手段が少ない。かつ、診察の報酬は、5～30分3,300円、30分以上4,000円という設定なので、診察時間を長くすると経営が成り立たない。また入院期間が長いほど診療報酬が減るので、入院期間は短期化の傾向にある。

専門医による家族相談：病院でも家族相談が可能である。参加者から、家族による家族相談では、身内に同じ病気の人がいるかどうかは絶対聞かないようにしているという発言がありました。

医師との付き合い方：①「ザ・お医者様(俺が決めるぜ!)」タイプ→「～について教えてください」が効果的なことがある。②「気さくな友人(まずは一緒に考えましょう!)」タイプ→気になったことはどんどん話題にしていく。頼まなくても、大切な決め事の際には他職種を集めてくれる(特に退院前や訪問看護の導入時など)③「本人にお任せします(自己責任だからね!)」タイプ→他職種に同席してもらうのが効果的。医師だけではなくて、他職種からの意見も参考にできる。また、他職種から医師への働きかけも期待できる。

看護現場での事例紹介：親が子供は病気だから～ができない。と決めつけ付けがちで、そのことが当人にとって大きなストレスになっていることがある。

本人、家族、病院どれもがウインウインとなる仕組みを目指したいと思いました。(講座担当)